

計算書類に対する注記（法人全体用）

社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

令和 2年 3月31日 現在

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体第財務諸表（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では事業区分が1つしか存在しないため作成省略。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では事業区分に1つの拠点区分しか存在しないため作成省略。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

ア 社会福祉事業拠点区分

- ・ 法人運営事業
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 一般福祉事業
- ・ 高齢者一般福祉事業
- ・ さと丸バス等運行事業
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 共同募金配分事業
- ・ 介護予防施設管理運営事業
- ・ 地域・包括支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	142,290,063		5,393,658	136,896,405
定期預金(基本財産預金)	1,000,000			1,000,000
合計	143,290,063	0	5,393,658	137,896,405

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

[貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要]

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	272,124,000	135,227,595	136,896,405
車輛運搬具	9,168,238	7,648,930	1,519,308
器具及び備品	1,260,365	1,122,329	138,036
合 計	282,552,603	143,998,854	138,553,749

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

[貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要]

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以 上